

別表 [シームレスコラボレーション コラボレーションゲートウェイ]

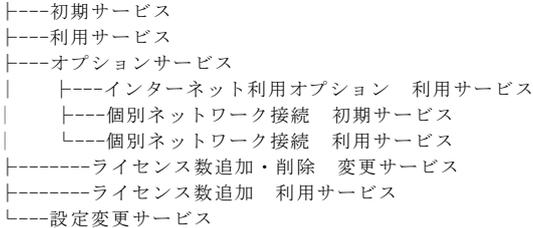
1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）はネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、インターネットプロトコルを利用した音声・映像会議を利用できるようにするサービスです。

シームレスコラボレーション コラボレーションゲートウェイ



3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスの提供にあたっては、別途甲と乙の間において「FENIC Sビジネスマルチレイヤーコネクト 基本サービス」、「FENIC SビジネスVPNサービス 基本サービス」、「FENIC SビジネスIP 基本サービス」または「FENIC SビジネスEthernet 基本サービス」のうち、いずれかのネットワークサービスの提供に関する契約がなされているものとします。また、あわせて「FENIC Sビジネスマルチレイヤーコネクト（ただし、レイヤー2モード利用時に限ります）」または「FENIC SビジネスEthernet 基本サービス」の場合は「IP接続GW3」の契約が、「FENIC SビジネスVPNサービス 基本サービス」の場合は「オプションインフラ接続」の契約が、それぞれ別途必要となります。
- (2) 甲は、本ネットワークサービスを利用する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスのための甲設備を用意するものとします。なお、ネットワークサービスによっては、アクセス回線についても甲が用意する場合があります。
- (3) 甲は、自己の責任と費用負担で、乙が別途指定するダウンロードサイトより、乙が指定するソフトウェア（以下「対象ソフトウェア」という）をダウンロードするものとします。また、甲は、対象ソフトウェアを、乙所定の使用許諾条件に従って使用するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は甲に対し、初期サービスとして以下のサービスを提供します。

a. サービス機能設定

乙は、甲が第3項（1）に記載するネットワークサービスを利用して（2）号規定の利用サービスを利用できるよう、乙のネットワークサービス用電気通信設備に乙所定の設定を行います。

b. 甲管理者IDおよびパスワードの発行

乙は、甲において本ネットワークサービスの管理を行う者（以下「甲管理者」という）のIDおよびパスワードを、甲に通知します。

(2) 利用サービス

乙は甲に対し、甲がビデオ会議端末を乙のネットワーク用電気通信設備と接続することにより、甲が当該ビデオ会議端末上で以下a. に規定するコラボレーション機能を継続的に利用できる環境を提供します。なお、本サービスの対象となるビデオ会議端末とは、乙が別途指定するビデオ会議端末（SIPまたはH. 323プロトコルをサポートしIP接続が可能、かつ、乙が指定している要件を満たしているビデオ会議端末または乙が指定したビデオ会議用ソフトウェアを搭載したパソコン等をいい、以下「ビデオ会議端末」という）とします。

a. コラボレーション機能

甲のサービス利用者が、ビデオ会議端末を通じてインターネットプロトコルを利用した会議において音声・画像を伝送する機能です。なお、本機能によりネットワークサービス上の会議に参加するために接続可能なビデオ会議端末のライセンスは5キャパシティユニットとなります。1キャパシティユニット当たりに接続可能なビデオ会議端末数は、接続するビデオ会議端末の解像度により異なります。ビデオ会議端末の解像度に対する接続可能なビデオ会議端末数は以下となります。

| ビデオ解像度 | 1キャパシティユニット当たりに接続可能なビデオ会議端末数 | 1接続当たりの必要ライセンス数 |
|-----------------|------------------------------|-----------------|
| フルHD画質（1080P30） | 0.5 | 2 |
| HD画質（720P30） | 1 | 1 |
| SD画質（480P30） | 2 | 0.5 |

(3) オプションサービス

a. インターネット利用オプション

乙は、第3項（1）に記載するネットワークサービスに加え、インターネットを利用して、甲がビデオ会議端末上で第（2）号a. に規定するコラボレーション機能を継続的に利用できる環境を提供します。

b. 個別ネットワーク接続 初期サービス

乙は、b. に規定する個別ネットワーク接続 利用サービスを利用できるよう、乙のネットワークサービス用電気通信設備に乙所定の設定を行います。

c. 個別ネットワーク接続 利用サービス

乙は甲に対し、第3項（1）に規定するネットワーク以外のネットワークを利用して甲がビデオ会議端末を乙のネットワーク用電気通信設備と接続することにより、甲が当該ビデオ会議端末上で第（2）号a. に規定するコラボレーション機能を継続的に利用できる環境を提供します。

(4) ライセンス数追加・削除 変更サービス

乙は、ネットワーク用電気通信設備に対し、ライセンスの追加・削除の設定変更作業を実施します。

(5) ライセンス数追加 利用サービス

乙は、利用サービスまたは個別ネットワーク接続 利用サービスにおいて接続可能なビデオ会議端末数の上限を超える分のビデオ会議端末について接続できるよう、ネットワークサービス用電気通信設備を継続的に維持します。

(6) 設定変更サービス

乙は、乙所定様式による甲からの申請に基づき、管理者パスワードの再設定等、所定の設定変更作業を実施します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、日本国内とします。

6. 利用サービスの提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 利用サービスの障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

9. 商品一覧表

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

| 品名 | 型名 | 備考 | 支払種別 | 単位 |
|--------------------------------------|----------|------------------------------|------------|----|
| コラボレーションゲートウェイ 初期費 | NS27300S | | 従量料金制（一括払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ 基本サービス 利用料 | NS27300G | 5キャパシティユニットライセンスの利用料を含む | 従量料金制（月額払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ インターネット利用オプション 利用料 | NS27301G | | 従量料金制（月額払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ 個別ネットワーク接続 初期費 | NS27302S | | 従量料金制（一括払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ 個別ネットワーク接続 利用料 | NS27302G | | 従量料金制（月額払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ ライセンス数追加・削除 変更サービス | NS27303S | | 従量料金制（一括払） | 式 |
| コラボレーションゲートウェイ ライセンス数追加サービス 利用料 | NS27303G | 5キャパシティユニットライセンスを越えるライセンス1つ毎 | 従量料金制（従量払） | ID |
| コラボレーションゲートウェイ 設定変更費 | NS27304S | | 従量料金制（一括払） | 式 |

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

| 略 称 | 名 称 |
|-----|-----------------------------|
| ID | I d e n t i f i c a t i o n |

以 上